安芸市元気バス広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、安芸市元気バス（以下「元気バス」という。）の広告掲載に関して、安芸市広告掲載要綱（平成20年安芸市要綱第6号。以下「要綱」という。）の規定により、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、「元気バス」とは、安芸市元気バス条例（平成14年条例第23号）の規定よりバス運行業務を行うバス車両をいう。

（広告掲載の位置）

第３条　広告を掲載する位置は、元気バス車両の側面又は後面とする。

（広告の材質）

第４条　掲載する広告の材質は、マグネットシート素材とし、掲載期間終了後に剥離跡の残らないものとする。

（広告掲載の規格等）

第５条　広告掲載の規格及び広告枠の数は、別表１のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。

（広告掲載の募集方法）

第６条　市長は、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集するときは、広報紙又は市ホームページで公募するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、直接個別に広告掲載の案内を行うことができるものとする。

（広告掲載の期間）

第７条　広告の掲載期間は、月の初日から末日までの１か月を単位とするものとする。ただし、元気バスの点検、修理等又は天災等により一時的に元気バスの運行を停止する期間については、広告掲載をすることができない。

2 申込者は、複数月の申込みをすることができる。ただし、最長6か月間とし、広告掲載を開始した日の属する年度の末日を越えないものとする。

（広告掲載の申込み）

第８条　申込者は、安芸市元気バス広告掲載申込書（様式第１号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込みの締切りは、広告掲載を希望する日の 30 日前までとする。

（広告掲載の決定）

第９条　市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、安芸市広告掲載要綱第５条の規定によりその内容を審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、申込者と広告の内容、デザインその他広告の掲載に当たり必要な事項について協議を行うものとする。

3 市長は、複数の申込者からの申込みにより掲載可能な広告枠の数を超えるときは、要綱第4条第3項の規定により掲載順位を決定するものとする。この場合において、同順位のものの中では広告の掲載期間が長いものを優先することができる。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を安芸市元気バス広告掲載決定通知書（様式第2号）又は安芸市元気バス広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（契約書等）

第10条　市長は、前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）から安芸市元気バス広告掲載請書（様式第4号）を徴取するものとする。

2 前項の請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 広告掲載の内容に関する事項

(2) 広告掲載料に関する事項

(3) 広告掲載の取消し及び広告主の責務に関する事項

(4) その他必要と認められる事項

（広告掲載料及び納入）

第11条　広告掲載料は、別表2のとおりとする。

2 広告主は、広告掲載が開始される前日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（広告内容の変更）

第12条　市長は、広告の内容及びデザイン等が要綱及びこの要領に違反していると認める場合は、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、安芸市元気バス広告掲載内容変更申出書(様式5号)に、変更後の広告案を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

4 市長は、変更の可否を決定したときは、その結果及び条件等について安芸市元気バス広告掲載内容変更可否決定通知書(様式6号)により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の決定の取消し）

第13条　市長は、前条第1項に規定する広告内容の変更を広告主が行わない場合又は要綱第11条の規定に該当する場合は、広告の掲載の決定を取消すことがで

きる。

2 市長は、前項の規定により掲載決定を取消したときは、安芸市元気バス広告掲載取消通知書（様式第７号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第14条　広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第15条　市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

第16条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3　第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（費用負担等）

第17条　広告物の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告主は、広告物の素材等に起因して、車両の外装等に塗装の剥離及び傷等が生じたときは、原状に復さなければならない。

3 広告掲載期間中に市の責めにおいて広告物の破損等が生じたときは、市が原状に復さなければならない。ただし、天災及びその他不可抗力による場合は、この限りではない。

4 市長は、広告物について、広告掲載期間が終了したとき又は掲載を中止したときは、広告主に返還するものとする。

（その他）

第18条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、平成２８年２月１日から施行する。

別表１（第３条関係）
広告掲載の規格及び広告枠の数

掲載位置	規格	広告枠数	路線	材質
車両側面	縦500mm×横600mm	1	東川・畑山線のみ	マグネットシートに限る
車両後面（小）	縦400mm×横300mm	10	東川・畑山線(4枠) 循環線他3路線(6枠)	
車両後面（大）	縦400mm×横1,300mm	2	東川・畑山線のみ	

別表２（第１１条関係）
広告の掲載料金

掲載位置	掲載料金 (1枠につき1月あたり)
車両側面	5,000円
車両後面（小）	3,000円
車両後面（大）	8,000円

（表）

様式第１号（第８条関係）

年　　月　　日

安　芸　市　長　　様

申込者住所
社名
代表者職氏名　　印
電話番号
ＦＡＸ番号
e-mail

安芸市元気バス広告掲載申込書

安芸市元気バスに次のとおり広告を掲載したいので、安芸市広告掲載要綱及び安芸市元気バス広告掲載要領に基づく条件等を承諾のうえ、同要領第８条１項の規定により、原稿及び市区町村税の納税証明書を添えて申込みます。

記

掲載希望内容	広告掲載の規格及び広告枠の数	□東川・畑山線 □車両側面　□車両後面（小）　□車両後面（大） （　　枠）　（　　枠）　（　　枠） □循環線　他３路線 □車両後面（小）　（　　枠）
	広告掲載期間	年　　月から　　年　　月まで（　　か月）
	広告の内容	

（注）　安芸市の納税証明書が必要な場合、市担当課による納税調査を同意すれば、添付を省略できます。その場合、裏面の同意書に記入・押印してください。

（裏）

広告掲載に係る税情報確認同意書

私は、広告掲載申込に当たり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することに同意します。

住所（所在地）：

（事業所名）：

氏名（代表者名）：　　印

様式第２号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

安　芸　市　長　　印

安芸市元気バス広告掲載決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのありました、安芸市元気バスへの広告掲載について、安芸市元気バス広告掲載要領第９条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">掲載内容</td><td>広告掲載の規格及び広告枠の数</td><td>□東川・畑山線
□車両側面　（　　枠）　□車両後面(小)　（　　枠）　□車両後面(大)　（　　枠）
□循環線　他３路線
□車両後面(小)　（　　枠）</td></tr>
<tr><td>広告掲載期間</td><td>年　　月から　　年　　月まで（　　か月）</td></tr>
<tr><td>広告掲載料</td><td>円</td></tr>
</table>

【注意】次の場合は広告の掲載を取消すことがあります。

(1)　広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2)　広告主が指定期日までに広告物を提出しなかったとき。

(3)　市の行政運営において支障があると認めるとき。

(4)　要綱第５条各号に掲げる要件又は第６条の規定に該当することが判明したとき。

(5)　上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

様式第３号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

安　芸　市　長　　印

安芸市元気バス広告不掲載決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのありました、安芸市元気バスへの広告掲載について、安芸市元気バス広告掲載要領第９条の規定により次の理由により掲載できないことと決定したので、通知します。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">掲載希望内容</td><td>広告掲載の規格及び広告枠の数</td><td>□東川・畑山線
□車両側面　（　　枠）　□車両後面（小）（　　枠）　□車両後面（大）（　　枠）
□循環線　他３路線
□車両後面（小）（　　枠）</td></tr>
<tr><td>広告掲載期間</td><td>年　　月から　　年　　月まで（　　か月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">不掲載の理由</td><td></td></tr>
</table>

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は、安芸市長となります。）、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第10条関係）

安芸市元気バス広告掲載請書

1　件名　　安芸市元気バスへの広告掲載
2　広告媒体名　　安芸市元気バス
3　広告掲載料　　¥　　円（消費税含む）
4　広告物の種類・規格・掲載箇所

広告掲載の規格及び広告枠の数	□東川・畑山線 □車両側面　□車両後面(小)　□車両後面(大) (　　枠)　(　　枠)　(　　枠) □循環線　他3路線 □車両後面(小)　(　　枠)
広告掲載期間	年　月から　年　月まで（　か月）

5　広告掲載料納入期限　　年　月　日
6　広告物納入期限　　年　月　日
7　損害賠償　　広告掲載にあたり、自己の責任により安芸市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
8　広告掲載の取消し　　要綱第11条各号に該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
9　広告主の責務　　広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
10　その他　　この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとします。

安芸市元気バスへ広告を掲載するにあたり、上記各項のほかに、安芸市契約事務規則、要綱及びその他関係法令を遵守し、お請けいたします。

年　月　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

安芸市長　様

様式第５号（第12条関係）

年　　月　　日

安　芸　市　長　　様

申込者住所
社名
代表者職氏名　　印
電話番号
ＦＡＸ番号
e-mail

安芸市元気バス広告掲載内容変更申出書

　　年　　月　　日付け第　　号で決定した安芸市元気バスへの広告掲載について、安芸市元気バス広告掲載取扱要領第１２条第２項の規定により次のとおり広告掲載内容の変更を申出ます。

記

広告の変更日	年　　月　　日
広告の内容	（変更前）
	（変更後）

【添付書類】
１　掲載しようとする広告案

様式第６号（第12条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

安　芸　市　長　　印

安芸市元気バス広告掲載内容変更可否決定通知書

年　　月　　日付けで申し込みのありました、安芸市元気バスへの広告掲載内容の変更について、安芸市元気バス広告掲載取扱要領第１２条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

記

決定区分	□承認します
	□承認しません （理由）
広告の変更日	年　　月　　日
広告の内容	（変更前）
	（変更後）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は、安芸市長となります。）、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第13条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

安　芸　市　長　　印

安芸市元気バス広告掲載取消通知書

年　　月　　日付け第　　号で決定した広告の掲載について、安芸市元気バス広告掲載取扱要領第 13 条の規定により次のとおり掲載の決定を取消したので、通知します。

記

取消しの理由	

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は、安芸市長となります。）、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。